

議員提出第2号

適格請求書等保存方式導入に係るシルバー人材センターへの適切な措置を求める  
意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、別紙のとおり意見書を提出するものとする。

令和4年6月24日提出

教育厚生委員長 門口 徹

適格請求書等保存方式導入に係るシルバー人材センターへの適切な措置を求める  
意見書（案）

シルバー人材センター（以下「センター」という。）は、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき設立された団体で、地域の日常生活に密着した就業機会を提供することなどにより、高齢者の社会参加を促進し、高齢者の生きがいの充実、健康の保持増進、ひいては地域社会の活性化、医療費や介護費用の削減などに貢献している。

令和5年10月に、消費税において適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入される予定となっている。同制度が導入されると、免税事業者であるセンターの会員は、適格請求書（インボイス）を発行することができないことから、センターは仕入額控除ができなくなり、新たに預かり消費税分を納税しなければならないという問題が発生する。しかし、公益事業を行うセンターの運営は収支相償が原則であり、新たな税を負担する財源はない。

人生100年時代を迎え、国を挙げて生涯現役社会の実現が求められている中、報酬よりも社会参加・健康維持に重きを置いた「生きがい就業」をしているセンターの会員に対して、形式的に個人事業者であることをもって、インボイス制度をそのまま適用することは、地域社会に貢献しようとしている高齢者のやる気、生きがいを削ぎ、ひいては地域社会の活力低下をもたらすものと懸念される。センターにとって新たな税負担は、その影響が極めて大きく、まさに運営上の死活問題である。

消費税制度においては、小規模事業者への配慮として、年間課税売上高が1,000万円以下の事業者は消費税の納税義務が免除されているところである。少額の収入しかないセンターの会員の手取り額がさらに減少することなく、センターにおいて、安定的な事業運営が可能となるためには、センターの会員への配分金については、「適格請求書を交付することが困難な取引として交付義務を免除し、一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入れ控除が認められる」適用除外等の措置を講ずる必要がある。

よって、国におかれては、適格請求書等保存方式導入にあたり、シルバー人材センターの会員への配分金について適用除外とする等の措置を講じられるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年6月24日

天草市議会議長 中尾 友二

衆議院議長	細田 博之	様
参議院議長	山東 昭子	様
内閣総理大臣	岸田 文雄	様
総務大臣	金子 恭之	様
財務大臣	鈴木 俊一	様
厚生労働大臣	後藤 茂之	様
経済産業大臣	萩生田光一	様